

「（仮称）阿見町子育て支援総合センター」施設ネーミングライツ事業命名権者募集要領

1. 趣旨

この要領は、本町が選定した施設におけるネーミングライツ命名権者（以下「命名権者」という。）の募集を行うにあたり、必要な事項を定めるものです。

ネーミングライツ事業とは、町とパートナー（法人）との契約により、対象施設等にネーミングライツを設定し、その対価を得る事業です。この対価については、新たな財源確保として当該対象施設等の運営経費等に資するとともに、その一定程度を活用して、住民サービスの向上、地域活性化等の事業の拡充に活用するものです。

2. 対象施設

ネーミングライツを導入する対象施設については、次の施設とします。なお、施設の公共性を考慮し、社会的な信頼性及び事業推進等における公平性を損なわないようにしていくとともに、町の財産、事業等の本来の目的に支障を生じさせない方法により実施します。

(1) 名称 （仮称）阿見町子育て支援総合センター

(2) 所在地 阿見町大字阿見4699番3、4699番4

(3) 施設概要 ※別紙参照

①敷地面積 5,868.47 m²

②延床面積 1,341.94 m²

③建築面積 1,503.76 m²

④建築構造 鉄骨造＋木造 一部RC造 地上2階

⑤竣工年月 令和8年3月（予定）

(4) 目標来館者数

令和8年度の目標来館者数は以下としています。

・15,020人

3. 権利の内容

(1) 対象施設の名称に、企業名、商品名などを冠した愛称を付与し、施設の名称として使用します。町民に親しまれ、かつ施設のイメージアップに繋がる名称（愛称）を付与するため、命名権料等を含め阿見町ネーミングライツ審査委員会において審査を行います。

(2) 募集する名称は、施設の愛称であることから、条例で定める施設の名称の改正は行いません。

(3) 利用者の混乱を避けるため、契約期間内の名称の変更はできません。また、必要に応じて愛称と条例上の名称を併記したり、条例上の名称を単独で使用する等の対応をすることがあります。

4. 表記することができる愛称

ネーミングライツ事業により命名する愛称は、「こども」に関連する言葉を含む名称としてください。また、次の各号のいずれにも該当しないものとします。

(1) 法令等の規定に違反し、又はそのおそれのあるもの

(2) 公序良俗に反し、又はそのおそれがあるもの

(3) 政治活動又は宗教活動に関するもの

(4) 社会問題の主義及び主張に関するもの

(5) 個人の名刺広告に関するもの

- (6) 著作権、商標権その他の知的財産権を侵害し、又はそのおそれのあるもの
- (7) 青少年の健全な育成を阻害し、又はそのおそれのあるもの
- (8) 町政運営に支障を及ぼし、又はそのおそれのあるもの
- (9) たばこ販売促進に関するもの
- (10) 人権を侵害し、若しくは差別を助長し、又はそれらのおそれのあるもの
- (11) 前各号に掲げるもののほか、愛称として適当でないと町長が認めるもの

5. 希望契約期間

- (1) 原則5年とします。

6. 命名権料

(1) 提案金額

町で最低希望価格を30万円（税別）以上/年と設定しています。

(2) 命名権料の支払い

契約を締結した者（命名権者）は、決定した命名権料を、阿見町財務規則（平成3年規則第8号）に定める納入通知書により、原則、年度ごとに町長の指定する期日までに、一括でお支払いただきます。

7. 募集について

(1) 応募資格

法人とし、次の事項に該当する場合は応募できません。

- ① 施設の公共性及び品位を損なうおそれのある業種を営む法人
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業その他これに類似する業種を営む法人
- ③ 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人的宣伝に係る業種を営む法人
- ④ 公の秩序及び善良な風俗に反する業種を営む法人
- ⑤ 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更生の手続中の法人
- ⑥ 国税、都道府県民税、町税を滞納している法人
- ⑦ 各種法令に違反している法人
- ⑧ 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない法人
- ⑨ 法人並びにその代表者及び従業員（役員を含む。）が阿見町暴力団排除条例（平成23年条例第19号）第2条第1号から第3号までに規定するものである法人
- ⑩ 応募時において阿見町建設工事等請負業者指名停止等措置要綱（平成12年告示第39号）に基づく指名停止を受けている法人
- ⑪ 上記①から⑩に掲げるもののほか、町長が相手方として適当でないと認める法人

(2) 応募方法

次の応募先まで必要書類を郵送（一般書留等）又は持参により申込みください。また、併せていばらき電子申請・届出サービスにてPDFデータを送付してください。

<応募先>

〒300-0331 茨城県稲敷郡阿見町阿見4671番地1 （総合保健福祉会館内）

阿見町 保健福祉部 おやこ支援課 子育て支援総合センター開設準備係 宛て



<いばらき電子申請・届出サービス> 下記URL（右表示のQRコード）

https://apply.e-tumo.jp/town-ami-ibaraki-u/offer/offerList_detail?tempSeq=76627

〈必要書類〉

- ① ネーミングライツ事業申込書（様式第1号）
- ② ネーミングライツ事業（新規）申込みに係る誓約書（様式第2号）
- ③ 法人の概要を記載した書類（会社案内・パンフレット等）
- ④ 定款、寄附行為その他これらに類する書類
- ⑤ 法人の登記事項証明書
- ⑥ 最新の事業計画書

（記載内容例）

- ア 事業に関する概要・実績・収支状況・計画等
- イ 社会貢献（社会貢献等の理念・活動実績・今後の計画等）
- ⑦ 直近1事業年度分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）及び事業報告書
- ⑧ 国税、都道府県民税、町税に滞納がないことを証明する書類（証明願等）

(3) 留意事項

- ① 応募に係る必要な経費は、全額応募者の負担とします。
- ② 必要に応じ、追加資料の提出が必要な場合があります。
- ③ 提出書類等は返却いたしません。
- ④ 提出書類等は、関係機関に意見を聞く目的で使用することがあります。

8. 募集期間

令和7年9月12日までとします。ただし、期間内に募集がなかったときは、期間を延長する場合があります。なお、直接持参の場合は、閉庁日（土・日曜日、祝日）を除く、午前8時30分～午後5時15分までを受付時間とします。

9. 選定の方法（募集期間締切日から契約までの流れ～概ね3か月間）

(1) 優先候補者の決定

ネーミングライツ事業審査委員会において、ネーミングライツ事業優先候補者の適否を審査(※1)する。当該委員会からの審査報告を踏まえ、町長が優先候補者を決定し、すべての応募者に対し、ネーミングライツ事業優先候補者審査結果通知書（様式第3号）にて、可否の通知を行います。

※1：詳しくは「阿見町ネーミングライツ事業優先候補者審査基準」をご覧ください。

(2) 失格事項

提出書類に虚偽の記載があった場合や応募に際して不正行為があった場合は、選定の対象から除外又は失格するものとします。

(3) 優先候補者と協議

町は決定した優先候補者と協議(※2)を行い、相手方とするか否かを決定し、ネーミングライツ事業協議結果通知書（様式第4号）により、当該優先候補者に通知します。

※2：名称変更に伴う看板の新設について、詳細協議を行います。

(4) 契約の締結

町は決定した相手方とネーミングライツ事業に関する契約を締結します。契約締結後、新名称（愛称）の使用開始に向け、町は命名権者及び新名称を公表し、命名権者は看板表示の新設等を行います。

(5) 権利義務の譲渡等の禁止

命名権者は、募集要領及び契約に基づき付与された権利を第三者に譲渡し、転貸し、又は担保に供してはならないこととします。

(6) 施設看板の整備等

命名権者は、次に掲げる当該施設に係る整備等を行うこととします。

- ① 愛称の使用に伴う施設の看板の設置、撤去又は変更及びこれらに係る施設の改修等。
- ② 契約期間満了(命名権が取り消しになったときも含む)に伴う施設の看板等の原状回復。
- ③ 整備等に係る費用は、命名権者の負担とします。
- ④ 整備等を起因とする一切の責任は、命名権者が負うものとします。
- ⑤ 看板等の設置に関する方法は、管理者と協議の上行うこととします。
- ⑥ 設置された看板については、町に帰属することとします。

10. 名称変更に伴う費用の負担

(1) 命名権者の費用負担

名称変更に伴う敷地内外の看板表示の新設や変更、契約期間終了後の原状回復費用は命名権者の費用負担(命名権料とは別途負担)となります。また、施工については、施設所管課や関係部署との協議となります。

(2) 町の費用負担

町が新たに発行する広報やパンフレット、町が管理するホームページ等の名称変更費用は町の費用負担となります。

11. 命名権の取消し等

(1) 町長は、命名権者が次のいずれかに該当すると認めるときは、決定した命名権を取り消すとともに、契約を解除することとします。

- ① 偽りその他不正な手段により決定を受けたとき。
- ② この告示又は契約に違反したとき。
- ③ 上記7(1)の①から⑩までに規定する法人に該当することとなったとき。
- ④ 社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由の発生その他町長が命名権者として不適当と認めるとき。

(2) 町長は、命名権の決定を取り消し、契約を解除したときは、ネーミングライツ事業決定取消等通知書(様式第5号)により命名権者に通知するものとする。

(3) 命名権の決定を取り消し、契約を解除したときは、既に納入された命名権料については返還しないものとする。

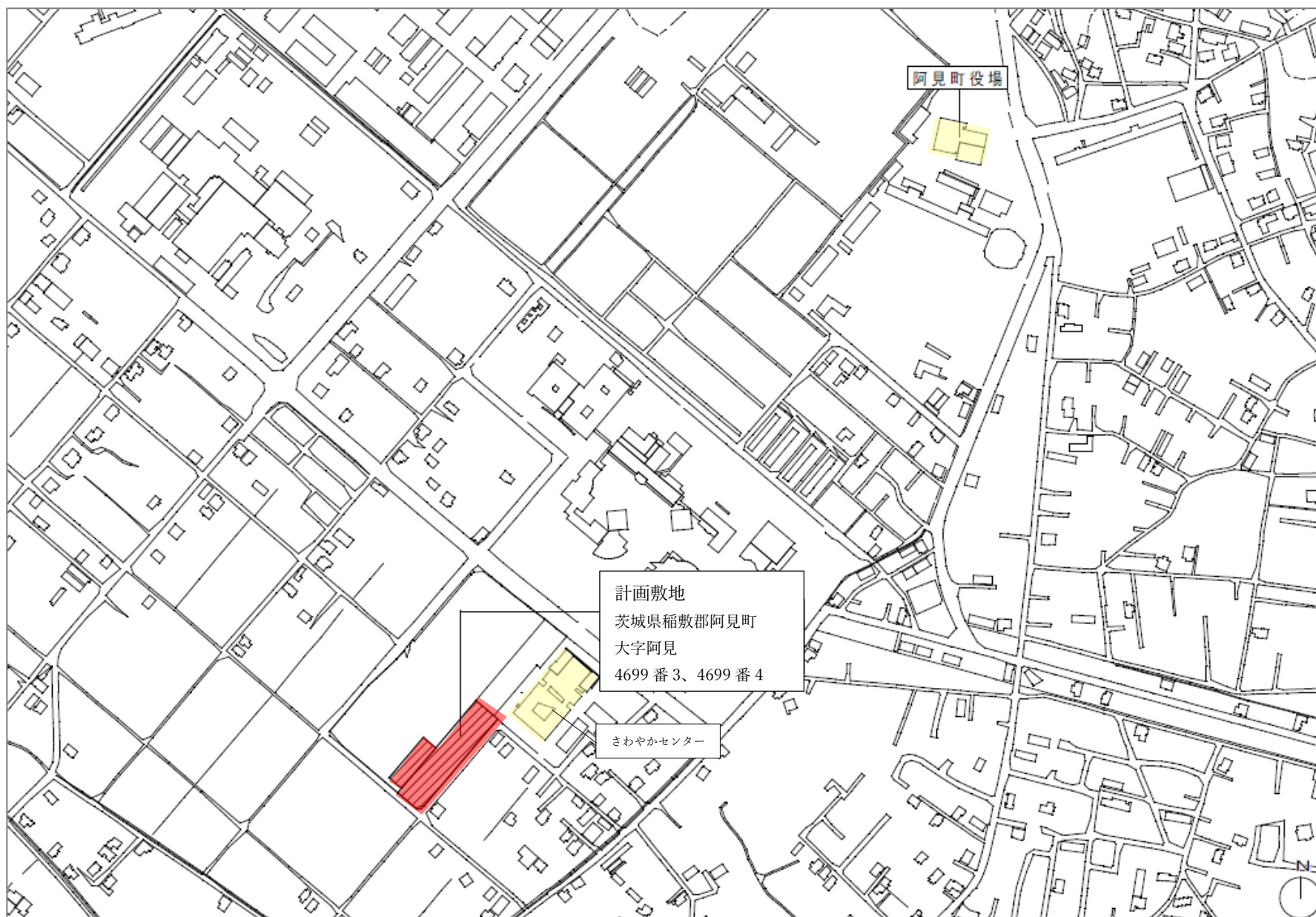
(4) 命名権の決定を取り消し、契約を解除したことによって生じた損害については、町はその責めを負わない。

●問合せ先

阿見町 保健福祉部 おやこ支援課
子育て支援総合センター開設準備係
電話：029-888-2943
FAX：029-888-2945
電子メール：oyakoshien@town.ami.lg.jp

(仮称) 阿見町子育て支援総合センター 施設概要参考資料

1 敷地案内図



2 外観イメージ



3内観イメージ図

エントランス



飲食・情報共有スペース



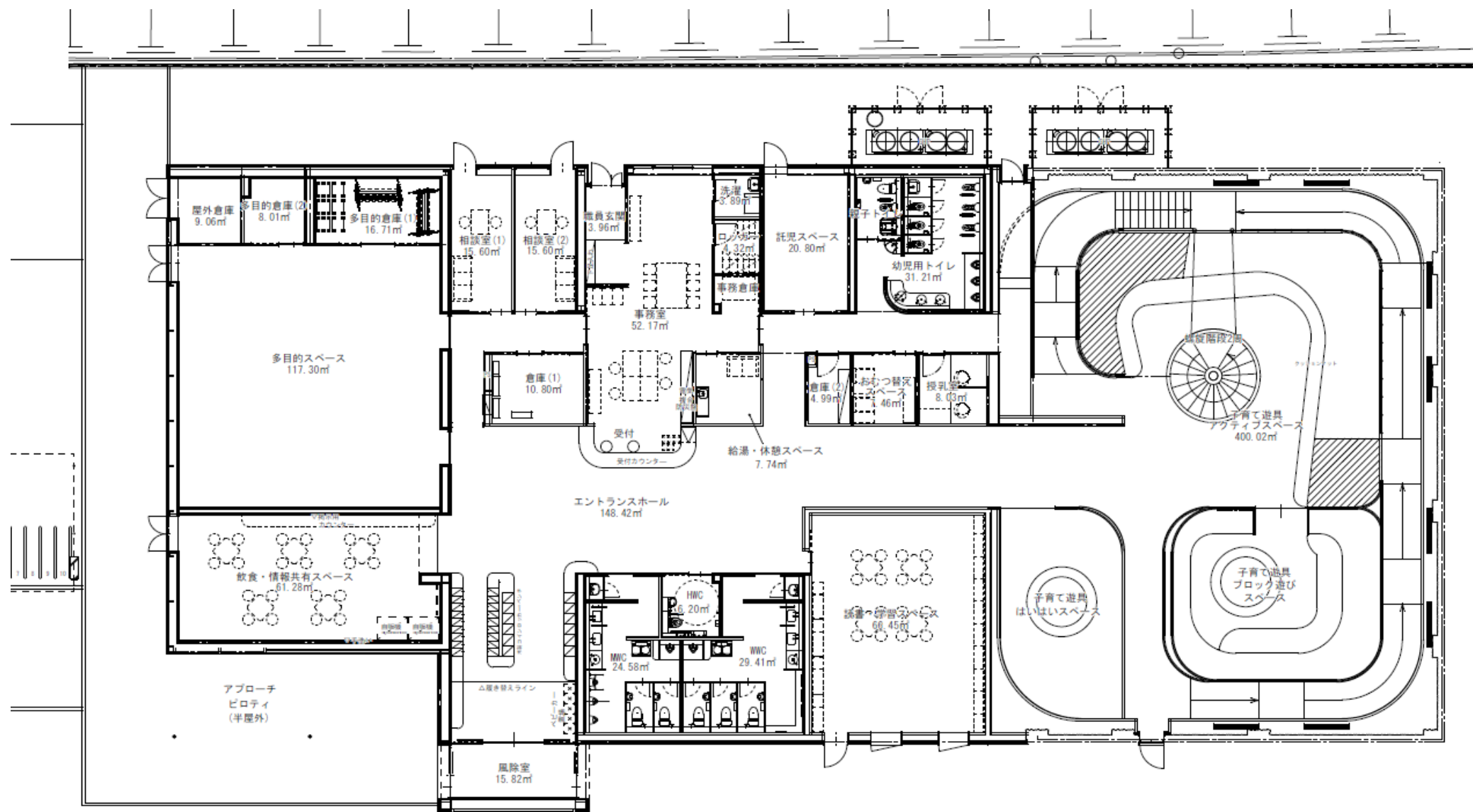
アクティブスペース



読書・学習スペース



4 平面図



5 ネーミングライツ掲示想定箇所

あくまで現段階での想定であり、掲示箇所についてはネーミングライツ事業優先候補者となった応募者と改めて協議を行います。

